平成26年１月15日
中国電力株式会社

消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書
［融雪用電力（選択約款）］

当社は，このたび，電気事業法第19条第12項の規定にもとづき届出を行なった融雪用電力（平成26年３月１日実施）において，消費税等相当額を含んだ早収料金率等を変更することといたしましたので，電気事業法施行規則第47条の３の規定にもとづき消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお，請求の方法については，従前のとおりでございます。

また，本則７（料金）および附則３（消費税法の改正にともなう経過措置）に定める早収料金率に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第３位で，別表２（燃料費調整）および附則３（消費税法の改正にともなう経過措置）に定める基準単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第４位で四捨五入しております。

（１）本則７（料金）に定める早収料金率（Ａ表〔平成26年５月31日まで〕）

区分および単位	早収料金率	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
基本料金		
契約電力１キロワットにつき		
契約使用期間の最初の３月まで	2,149.20	159.20
３月超過	540.00	40.00
電力量料金		
１キロワット時につき	12.98	0.96

（２）本則７（料金）に定める早収料金率（Ｂ表〔平成26年６月１日以降〕）

区分および単位	早収料金率	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
＜Ａ表（平成26年５月31日まで）＞		
基本料金		
契約電力１キロワットにつき		
契約使用期間の最初の３月まで	2,149.20	159.20
３月超過	540.00	40.00
電力量料金		
１キロワット時につき	12.98	0.96
＜変更額＞		
基本料金		
契約電力１キロワットにつき		
契約使用期間の最初の３月まで	0.00	0.00
３月超過	0.00	0.00
電力量料金		
１キロワット時につき	0.06	0.00

区分および単位	早収料金率	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
＜Ｂ表（平成26年６月１日以降）＞		
基本料金		
契約電力１キロワットにつき		
契約使用期間の最初の３月まで	2,149.20	159.20
３月超過	540.00	40.00
電力量料金		
１キロワット時につき	13.04	0.96

（３）附則３（消費税法の改正にともなう経過措置）に定める早収料金率

区分および単位	早収料金率	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
基本料金		
契約電力１キロワットにつき		
契約使用期間の最初の３月まで	2,089.50	99.50
３月超過	525.00	25.00
電力量料金		
１キロワット時につき	12.62	0.60

（４）附則３（消費税法の改正にともなう経過措置）に定める基準単価

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円 銭厘	円 銭厘
１キロワット時につき	0.234	0.011

（５）別表２（燃料費調整）に定める基準単価

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円 銭厘	円 銭厘
１キロワット時につき	0.241	0.018